# 第1章

# 計画の策定にあたって


1　地域福祉とは …… 3
2　計画策定の趣旨 …… 8
3　計画の位置づけ …… 12

# 1 地域福祉とは

## (1) 地域福祉ってなんだろう？

一般的に福祉というと、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など、対象者ごとに分かれたものを思い浮かべる人も多いのではないでしょうか。確かにこれまでの日本の法律や制度は、高齢者や障害者など、それぞれの対象者ごとに必要なサービスを提供していくために発展してきました。

一方で「地域福祉」は、こうした法律や制度上のサービスの利用とともに、買い物やあいさつといった日常的な地域での生活を含む、地域社会の様々な社会資源のネットワーク（輪）をつないでいくことで、暮らしの安心や幸せを創り出して行く役割を果たします。言いかえれば、さまざまなサービス利用も含めて「自分や家族・親族でできることは自分たちでする」という「自助」、隣近所での助け合いやボランティアなどの「顔の見える支え合いの取組」である「互助」、法律や制度などを基本とした「行政の住民サービス」である「公助」、これらを適切に組み合わせることが地域福祉であるということができます。そこでは、これら自助、互助、公助の密接な連携を創りだし、誰もが、自分が住み慣れた地域社会の一員として自分らしく「自立」し、幸せに満ちた生活を送ることができるような環境を整えていくための私たちの取組が大切です。

それでは、自立し、幸せに満ちた生活を送るとはどのようなことなのでしょうか。

福祉が目指す「自立」は、何でも一人でできることを「自立」とは捉えません。自分ひとりでできないことや家族でもサポートが難しいことは、公的サービスや周りの人たちの支援などを受けながら、自分の意志や判断に基づいて行動し、自分らしい暮らしを営み、自分の持つ能力を活用して社会活動に参加したり関わりを持つことで、暮しの充実感や目標の達成感を持つことができ、自分の人生に生き甲斐や幸福感を持って生活できることを「自立」と捉えます。

地域で暮らすすべての人が安心して幸せに満ちた自立生活を営む“**ふ**だんの**く**らしの**し**あわせ”のためには、「自助」「互助」「公助」を重層的に組み合わせるための地域福祉の仕組みづくりが必要となります。

## ⑵ 地域福祉は「誰のため」に「誰が」進めるの？

人は一人では生きられません。どのような形であれ、地域社会の中で支え合って生活を送っています。

そのため、私たちにとって地域に暮らす人々の誰もがふだんの暮らしのなかで、人としての価値を認められ、幸せを実現していくことができる社会を創りあげて行くことが大切です。

そうした意味で、地域福祉の対象者は「地域で暮らすすべての人々」です。

また、地域福祉の担い手も、地域住民、自治会、学校、NPO 法人、福祉関係団体、ボランティア、民生委員・児童委員、施設職員等の福祉・介護従事者、保健医療従事者、行政などの「地域で暮らすすべての人々」です。

そうなのです。地域福祉は、地域のみんなで創る、みんなの幸せな暮らしのためにあるのです。

「自立」した幸せな生活を送るということは、誰もが自分の能力を発揮して社会に関わり、参加することを含めて捉えます。そのため、一般に「社会的弱者」や「要支援者」と呼ばれる人たちも、地域福祉の受け手であると同時に、時には担い手として活躍していく視点も地域福祉には必要です。

本市で暮らす誰もが、地域福祉の受け手であると同時に、担い手として活躍できる環境づくりが期待されます。

### 例えばこんなことが考えられます

**A さんの場合**

地域で暮らす A さんは、近頃少し物忘れが出てきましたが、近隣や自治会、民生委員・児童委員等の見守りや手助けもあり、一人で自宅で生活しています。また、地域のふれあいいきいきサロンを利用しながら、サロンの他の参加者へ昔からの特技である編み物を教えています。

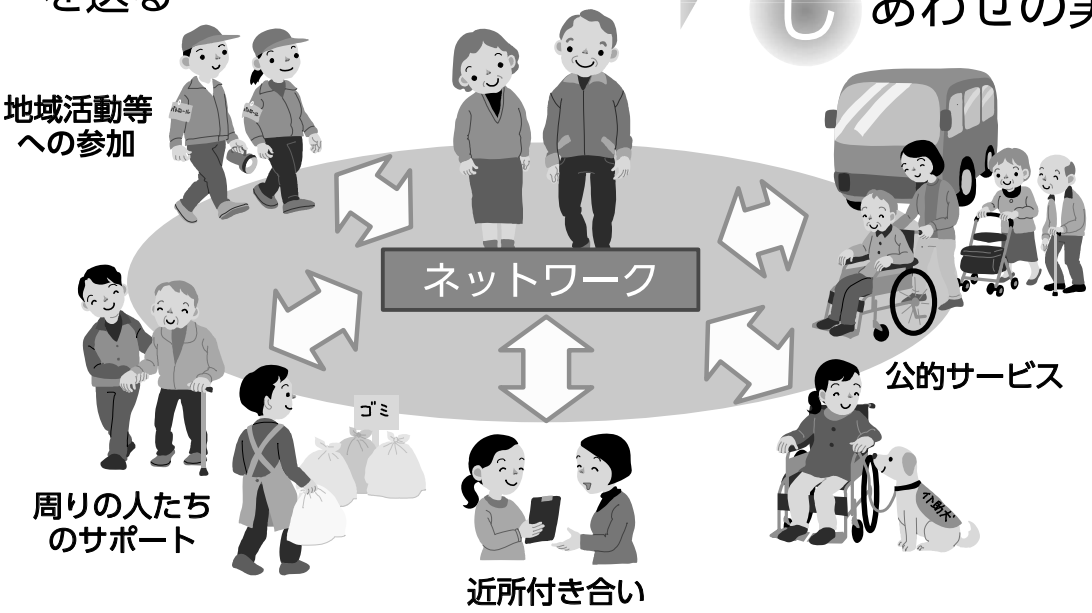
**B さんの場合**

障害があり車いすを使用している B さんは、障害福祉サービスを利用し、福祉作業所に通いながら生活していますが、小学校から依頼を受け、福祉を学ぶ授業の中で自分の体験をもとに障害やバリアフリーについての講話など、子どもたちの福祉の心を育む取組も行っています。

## 地域福祉のイメージ

誰もが、住み慣れた地域で
安心して自立した幸せな生活
を送る

ふ だんの
く らしの
し あわせの実現




### 公助
法律や制度などを基本とした
行政の住民サービス。

| | |
|---|---|
| 政府 | 都道府県・指定都市 |
| 市町村 | 広域・一部事務組合 |

### 互助
お互いが助け合うこと。

Aさん　Bさん　Cさん

| | | |
|---|---|---|
| 隣近所 | 自治会 | ボランティア |
| ＮＰＯ法人 | 商店・企業 | 社会福祉法人 |

### 自助、互助、公助の組み合わせ

この仕組み
づくりが
本計画！

### 自助
自分のことは自分でする。
家族・親族のサポートなど。

親族
家族
本人

## ⑶ 地域福祉の「地域」ってどこのこと？「地域」と「圏域」

「地域福祉」の「地域」とは、どこのことなのでしょうか。「地域福祉」はどこで展開されるのでしょうか。

「自治会」や「小学校区」を地域と捉える人もいれば、「本庄市」や「埼玉県」を地域と捉える人もいるように、「地域」の捉え方は人それぞれです。

それは、市民の日常生活や、市や関係機関・団体等による事業活動をはじめとする、地域コミュニティを構成する人々のあらゆる活動が、その活動の実態に即した「圏域（例えば、小学校区や隣近所、自治会区など、社会的に共通の性質を持った空間）」の中で行われているからです。また、同じ活動であっても、圏域が違えば、自ずとその活動の方法や意味にも変化が生じることから、個人の「地域」の捉え方は多種多様となります。

「地域福祉」における「地域」とは、そういったそれぞれの「圏域」を包含した空間を指しており、「地域福祉」は、「圏域」の中での横の連携やそれぞれの圏域同士の縦の連携によって有機的に展開されていきます。

そのため、それぞれの圏域で多様な活動が活発に行われることはもちろんですが、その圏域の特性などを意識した活動が展開されることで、さらに広がりのある活動が期待できます。

### 圏域のイメージ

**広域**
広域連携エリア＝定住自立圏構想、児玉郡市広域市町村圏組合、警察機関（本庄警察署、児玉警察署）、児童相談所、保健所、教育事務所、伊勢崎・藤岡医療圏　等

**市全域**
本庄市全体。市行政の機能範囲であり、本庄市社会福祉協議会の活動範囲

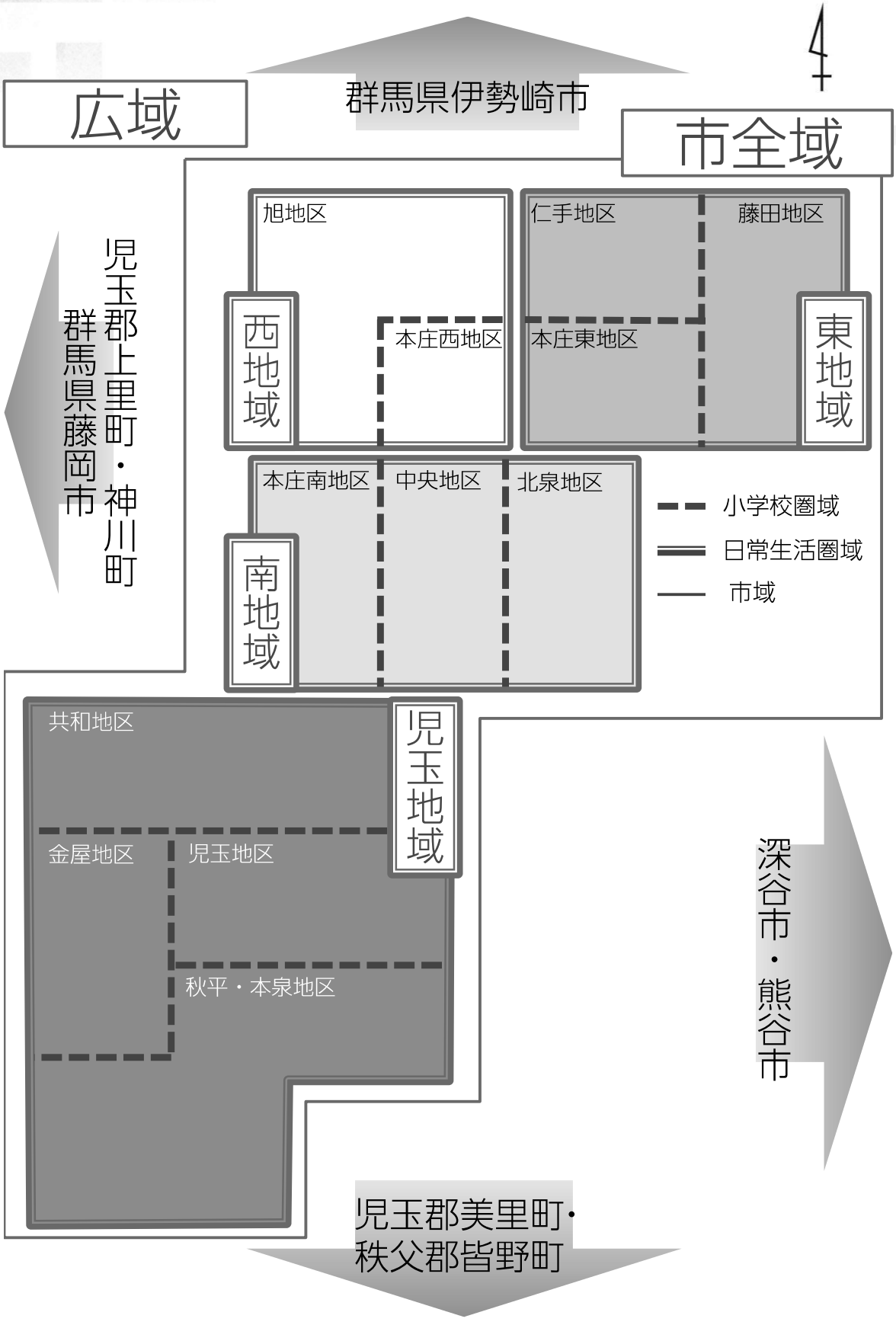
**日常生活圏域（4中学校区域）**
公立中学校が配置され、教育環境に共通性がある区域。介護や福祉基盤の整備単位として、地域包括ケアの基本とされている区域

**小学校圏域（12小学校区域）**
公民館や公立小学校などの拠点となる施設が配置されている、生活環境が似通った区域

**自治会圏域（85自治会区域）**
隣近所や自治会活動、サロン活動など、日常的な交流が盛んな区域

## 簡易地図イメージ

※自治会圏域は省略しています。
広域は児玉市・埼玉県・県外等多岐にわたるため、省略しています。



# 2 計画策定の趣旨

## (1) 策定の趣旨

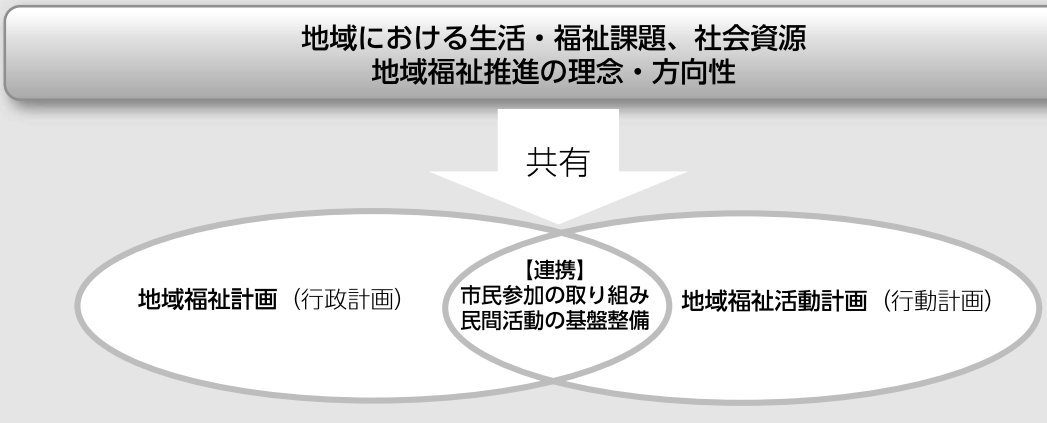
計画には、多種多様な事業を効率的に遂行していくための活動を計画化する、という側面と、そこに記載されている諸活動を進めていくにあたり、関係する主体が目標を達成するための合意形成手段としての側面があります。

たとえば、本市の最上位計画である「本庄市総合振興計画」は、「まちづくり」の総合的な指針として「本庄市」が持続可能な行政経営を総合的かつ計画的に遂行するために策定されていますが、「まちづくり」は、本来、行政だけで完結するものではなく、市民の日常生活や民間事業者による事業活動など、市内のすべての人・モノ・活動が調和したハードとソフトの両面に渡る「『暮らし』そのものを創っていく」ことも包含されています。

そのため本市が目指す協働によるまちづくりは、多様化・複雑化する社会的課題に対応するために、市と市民のパートナーシップにより、市民一人ひとりが力を発揮し、地域の担い手として課題を解決していく、まさに地域福祉の取組です。その実践のためには、市や、市民、民間事業者をはじめとする、本庄市で暮らし、活動するすべての人や団体が、それぞれの活動について理解・賛同し、手を取り合って進めていく必

第1期本庄市地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性

第1期では、両計画は課題や理念は共有していましたが、関係する分野のみ連携する形で策定されていました。



要があります。

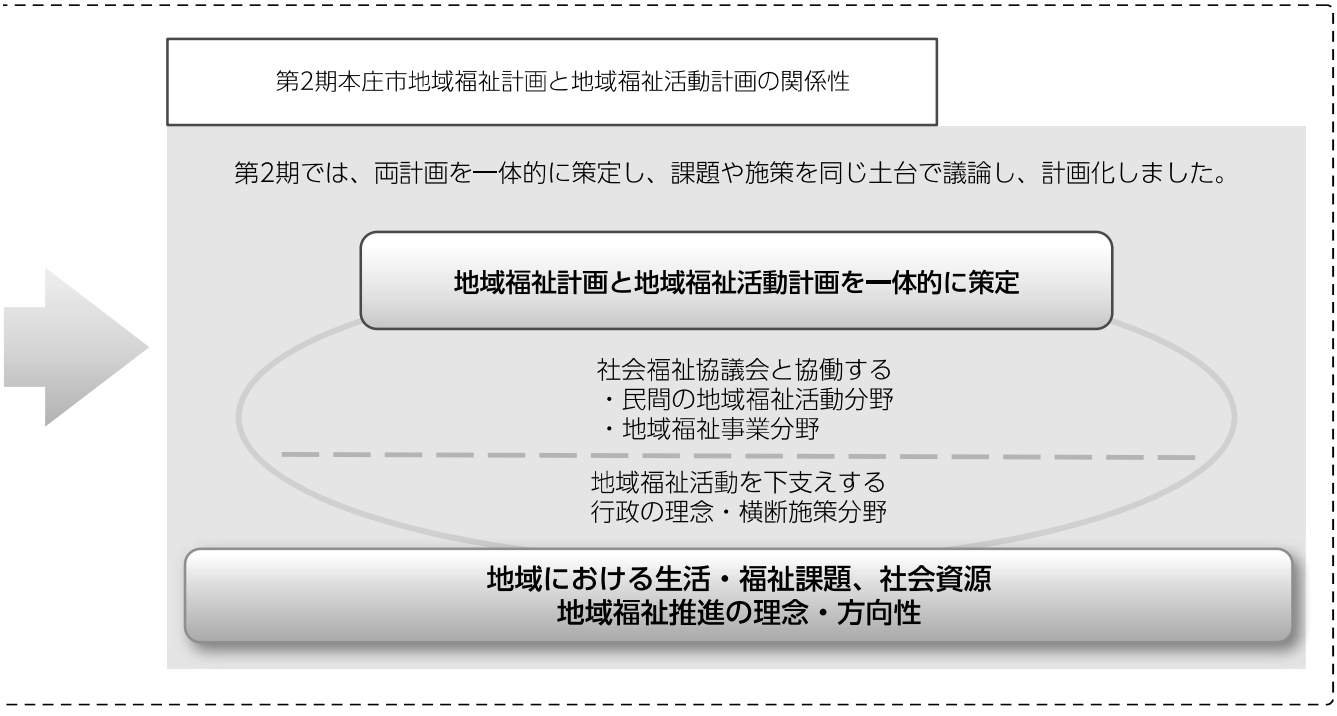
「ふくしの杜ほんじょうプラン 21（第 2 期本庄市地域福祉計画）」（以下「本計画」という。）は、地域包括ケアと地方主権の時代に、「福祉の視点」から持続可能な暮らしを創っていくための事業活動を推進するとともに、「自助」「互助」「公助」が適切に協働していくための方針を全市的に共有するために、本市の今と、少子高齢化がさらに進展する将来にわたり必要な施策を計画化するものです。

## (2) 計画の性格

本計画は、誰もが住み慣れた地域で安心して幸せに暮らしていくため、本市の「地域福祉」が歩むべき方向性を市全体で共有していくための「理念計画」としての性格と、地域や個人の課題の発見から解決までの仕組みを構築し、包括的に推進するために必要な施策を計画化する「事業計画」としての性格とを、それぞれ有しています。

また、社会福祉法第 107 条に規定される「市町村地域福祉計画」と、同法第 109 条に規定される社会福祉法人である本庄市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

地域における生活課題や福祉課題をはじめ、その解決につながる社会資源（人・モノ・制度等）に対し、「市・社協・地域」がどのようにコラボレーション（お互いの役割分担の下に協働する関係）していくのか、同じ土台で施策化していくことで、より分かりやすく市全体のビジョンを描いていくことを目指します。



## (3) 国・県の動向

戦後間もないころから社会福祉関係者の間で使用されていた「地域福祉」という用語は、平成 12（2000）年に社会福祉事業法が社会福祉法に改正されるにあたり、「地域における社会福祉」として初めて法律上で明記されました。社会福祉法改正の当初から、支援を必要とする人を含む地域住民と福祉関係のサービス事業者、ボランティアの協力により地域福祉は進められるものとして、ノーマライゼーション（福祉サービスを必要とする人が当たり前に日常生活や社会参加ができること）やソーシャルインクルージョン（誰もが地域から排除されずに、社会の一員として地域生活を送ることができること）といった今日に通じる考え方も示されています。

これらの考え方は、個別分野の福祉政策には共通しており、例えば、高齢者が地域で自立した生活を営んでいくためには、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」のためのサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を確立・充実させていくことが必要ですが、その中では、市民が支え手となるサービスが重要な構成要素となっています。

また、景気の低迷や急激な少子高齢化等に起因する社会構造の変化により、個人や一家族の抱える多様で複雑化した課題が浮き彫りとなる中で、福祉サービス提供の在り方は、いま、大きな転換点を迎えています。

平成 27 (2015) 年には、厚生労働省が「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」として、多様化・複雑化した課題に対応するため、分野を問わない全世代・全対象型の包括的な相談支援体制の必要性を訴え、その結果として、平成 28（2016）年には、「ニッポン一億総活躍プラン」に併せ、厚生労働大臣を本部長とする「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置されました。ここでは、地域の誰もが自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、助けあいながら暮らすためには、市町村や社会福祉協議会だけでなく、地域住民が福祉を「我が事」として受け止め、地域づくりに主体的に参画するとともに、地域課題を「丸ごと」解決していく仕組みづくりの重要性を説いています。

こうした流れを受け、介護保険法の改正に伴い、平成 30（2018）年 4 月 1 日より社会福祉法が改正され、地域福祉計画に盛り込む事項として、新たに「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が明文化されたことで、地域福祉計画は地域の社会福祉全般を取り扱う分野横断的・包括的な計画として、福祉分野の上位計画として位置づけられました。

埼玉県においても、同様の流れをくみ、平成 29（2017）年に策定された第 5 期埼玉県地域福祉支援計画は「みんなでつながり、地域力を高める埼玉づくり」を理念とし、市町村の総合相談支援体制の構築に係る支援等が明記されました。

## ⑷ 計画の法的根拠

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

社会福祉法における「市町村地域福祉計画」に関する規定は次のとおりです。

**第 107 条**　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五　前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

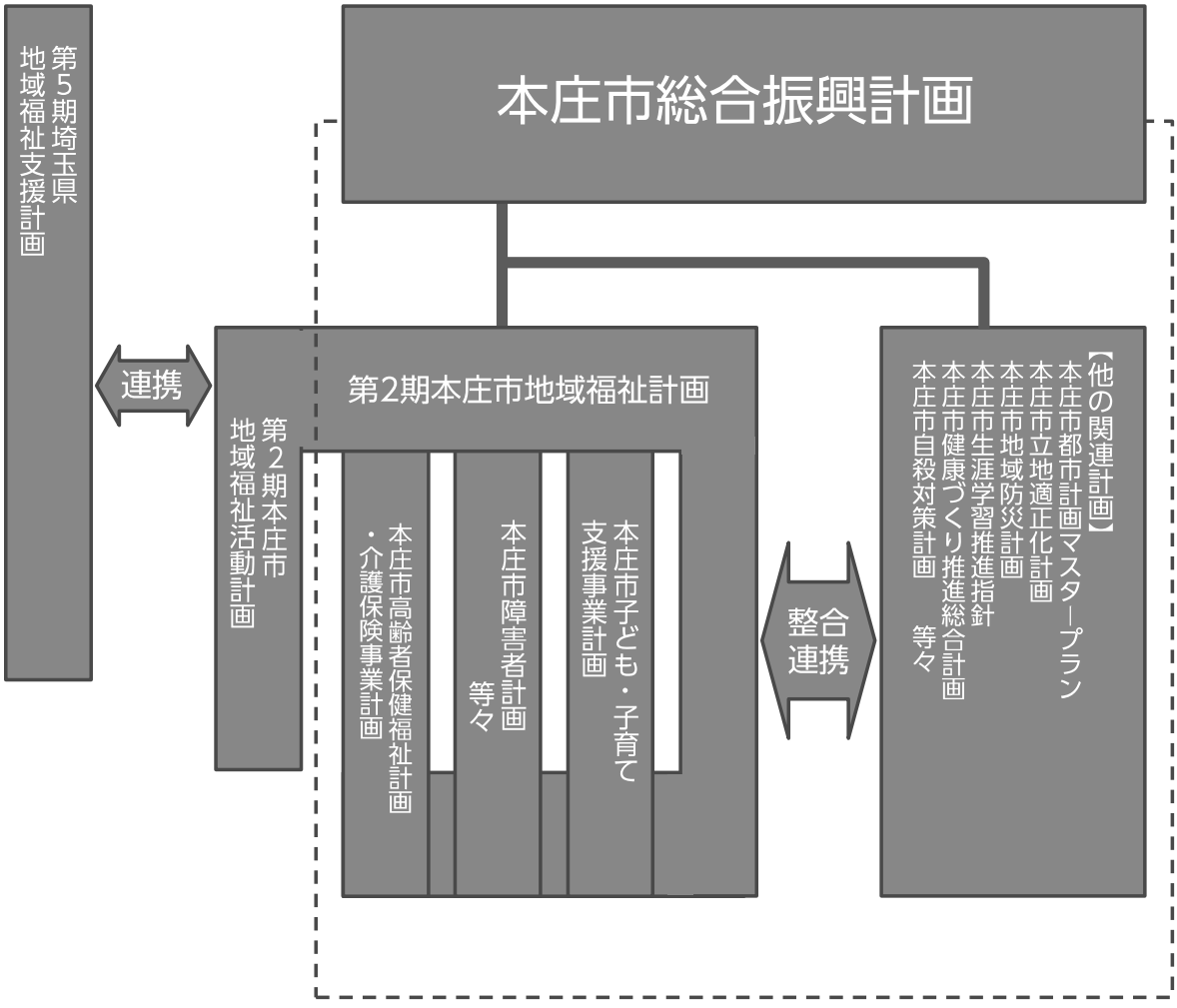
# 3 計画の位置づけ

## (1) 関連計画との関係性

本計画は、本市の最上位計画である本庄市総合振興計画に基づく福祉分野の上位計画として、高齢者分野・障害者分野・児童分野のそれぞれの福祉計画を統括するとともに、都市計画、防災、生涯学習、健康づくり等関連分野の行政計画・指針と整合・連携を図るものです。

また、社会福祉法第 108 条に基づく都道府県地域福祉支援計画である第 5 期埼玉県地域福祉支援計画と連携を図ります。

なお本計画は、社協による「地域福祉活動計画」としての側面を持つ計画でもあります。



## (2) 計画期間

本計画は、平成 31（2019）年度から令和 5（2023）年度までの 5 か年計画です。なお、本計画は、社会情勢や制度改正等、必要に応じて見直しを行うとともに、計画期間についても変動する可能性があります。

| | 平成28 (2016) | 平成29 (2017) | 平成30 (2018) | 平成31 (2019) | 令和2 (2020) | 令和3 (2021) | 令和4 (2022) | 令和5 (2023) | 令和6 (2024) | 令和7 (2025) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 本庄市総合振興計画 | | | 前期 | | | | | 後期 | | |
| 本庄市地域福祉計画<br>（本庄市地域福祉活動計画） | ’14年度～ | | | 第2期 | | | | | 次期 | |
| 本庄市高齢者保健福祉計画<br>・介護保険事業計画 | ’15年度～ | | 第8次・第7期 | | | 次期 | | | | |
| 本庄市障害者計画 | ’13年度～ | | | 第3次 | | | | | 次期 | |
| 本庄市障害福祉計画<br>本庄市障害児福祉計画 | ’15年度～ | | 第5期・第1期 | | | 次期 | | | | |
| 本庄市子ども・子育て<br>支援事業計画 | ’15年度～ | | | | | 次期 | | | | |
| 埼玉県地域福祉支援計画 | ’15年度～ | | 第5期 | | | 次期 | | | | |

